

価格高騰の影響を受けている中小企業を支援します

中小企業へのエネルギー補助金

【電気料金高騰対策補助金】

■対象：令和3年4月～4年3月の電気使用量が10万kWh以上（病院・診療所、児童・介護・障がい福祉サービスなどの特定事業所は3万kWh以上）である中小企業（農林漁業、みなし大企業を除く）。かつ直近6カ月間の営業利益率または売上総利益が1%以上減少している者（特定事業所は要件対象外）

■補助金額：令和4年4月～5年2月の最大6カ月分の電気使用量に対し、1kWh当たり3円（使用量に応じて15万円～90万円が上限）

【エネルギー価格高騰対策補助金】

■対象：令和4年4月～5年2月の事業用エネルギー（電気、重油、灯油、軽油、ガス、その他の燃料）の料金が昨年度同月比で5万円以上上昇している中小企業（農林漁業、みなし大企業を除く）

■補助金額：令和4年4月～5年2月の最大6カ月分のエネルギー料金の上昇額が5万円以上の場合5万円、10万円以上の場合10万円

共通事項

■提出書類：申請書、計算書、請求書、領収書またはレシート、法人登記履歴事項全部証明書または身分証明書、直近の受け付け済みの確定申告書と法人

住民税非課税世帯などを支援します

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支給付金

国の経済対策により、電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対し、緊急支援給付金を支給します。

が課税されている人（別居の子など）の税法上の扶養親族となっている場合は対象外です。

■給付額：1世帯当たり5万円

■申請方法：11月31日（火）までに①の該

■対象：次のいずれかに該当する世帯
①令和4年9月30日現在で、市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯（生活保護世帯も含む）
②予期せず令和4年1月～12月の家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入が①に相当する額以下となる世帯

■申請書は同課の窓口または市のホームページで入手できます。支給要件など詳しくは、市のホームページをご確認ください。

※申請書は同課の窓口または市のホームページで入手できます。支給要件など詳しくは、市のホームページをご確認ください。

■問い合わせ：地域福祉課 ☎72-8213



・2つの補助金は併せて受け取れません。
・住宅用や、賃借人など申請人以外の第三者が負担している料金は対象外です。
・令和4年4月～5年2月中に支払いが完了している料金が対象です。
・不足の書類がある場合は受領せず返送します。

■問い合わせ：商業観光課 ☎72-8240

申請相談窓口の開設

土・日曜日、祝日、年末年始を除く
9時～12時、13時～17時に同課へ

■問い合わせ：商業観光課 ☎72-8240



電気料金高騰対策補助金



エネルギー価格高騰対策補助金

果実酒を作るための基準が軽減されます

「きたかみシードル・ワイン特区」計画が認定



当市が構造改革特別区域に認定されたことにより、市内で生産されたリンゴ・ブドウを原料とした果実酒を製造する場合の酒税法の最低製造量基準（年間6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられます。

■特区の範囲：市全域

■問い合わせ：（酒税法関係免許に関すること）盛岡税務署 ☎019-6222-6141（特区に関すること）産業雇用支援課 ☎72-82336

■認定日：令和4年10月4日

■特区の名称：きたかみシードル・ワイン特区

■特区の名称：きたかみシードル・ワイン特区



個人・法人の事業主の皆さんへ 固定資産税（償却資産）の申告

市内で事業を行って、家屋以外の事業用の償却資産を所有している人は、所得税、法人税の申告とは別に固定資産税（償却資産）の申告が必要です。忘れずに申告しましょう。

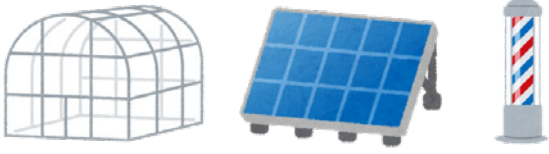
■問い合わせ：資産税課 ☎72-8212

対象となる資産

申告の対象となるのは、令和5年1月1日現在、事業に使用できる状態にある構築物や設備、機械、備品などの資産です。

※次のような資産も対象となりますのでご注意ください。

- 償却済資産（耐用年数が経過したもの）
- 建設仮勘定で経理されている資産と簿外資産
- 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にあるもの）
- 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していないもの）



申告が必要な人

申告が必要なのは、令和5年1月1日現在、市内で事業を行い、対象となる資産を所有している人です。

市内で工場、賃貸業、農業、飲食店、商店、太陽光発電事業などを営み、事業用償却資産を所有している個人・法人に申告書を送付します。申告書が届

■償却資産の例

業種	主な償却資産
賃貸アパートの経営	舗装路面、フェンス、植栽、エアコン、太陽光発電設備など
貸駐車場の経営	舗装路面、フェンス、車止めなど
飲食業	看板、厨房機器、接客用家具など
理容・美容業	看板、サインポール、理美容機器など
製造業	プレス機、金型、溶接機、発電機など
農業	乾燥機、もみすり機、ビニールハウスなど
太陽光発電事業	架台、電力量計、設置に要した工事費など

いたら、償却資産の有無や増減に関わらず、必ず提出をお願いします。申告書が届かない人や、新たに事業を開始し償却資産を所有した場合は同課へご連絡ください。

本人確認の実施

申告書提出する際に、申告書に記載された申請者本人または代理人本人かどうかを、身分証明書などにより確認させていただきます。

詳しくは申告書に同封する手引きをご覧ください。

■申告書発送：12月2日（金）（予定）

■申告期限：令和5年1月31日（火）

家屋を取り壊したらご連絡を

固定資産税は、毎年1月1日現在の現況により課税されるため、年内に家屋を取り壊した場合には、翌年度から取り壊した家屋の固定資産税が課税されなくなります。職員が現地を確認しますので、家屋を取り壊した（一部取り壊しを含む）場合は、12月9日（金）までに同課へご連絡ください。

なお、期日を過ぎてから連絡をいただいた場合には、取壊証明書など取り壊し日を確認できる書類の提示をお願いします。

皆さんからの意見を募集します

飯豊、黒沢尻東地区の都市計画変更

北上北部産業業務団地と黒沢尻一丁目の都市計画の変更を予定しています。この変更に関する説明会と変更案の図書の縦覧を行います。

【住民説明会】

■とき：12月5日（月）18時～19時

■ところ：江釣子地区交流センター3階会議室

【図書の縦覧】

■とき：12月7日（水）～21日（水）9時～17時（土・日曜日、祝日を除く）

■ところ：都市計画課（江釣子庁舎2階）

※都市計画変更の内容は、市のホームページでもご覧いただけます。

【意見の提出】

■提出方法：12月21日（水）までに任意様式で郵送（〒024-8502住所記

載不要）または直接同課へ

■問い合わせ：都市計画課 ☎72-8212

76



接種間隔をご確認ください

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ



オミクロン株対応ワクチンの接種間隔が3カ月に短縮

12歳以上で初回接種(1・2回目)を終え、かつ最後にコロナワクチン接種を終えた日から3カ月以上経過している人は、オミクロン株対応ワクチンを接種できます。対象者には順次接種券を送付していますので、右下QRコード(インターネット予約サイト)またはコールセンター(☎0120-1107-935)から予約してください。

インフルエンザワクチンとの接種間隔

新型コロナウイルスとインフルエンザワクチンは同時に接種できます。

その他のワクチンとの接種間隔

新型コロナウイルスとその他のワクチンは同時に接種できません。互いに、片方のワクチンを受けてから2週間後に接種してください。

■問い合わせ：健康づくり課新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチーム ☎72-8340

診療所のない地区に医療サービスを届けます

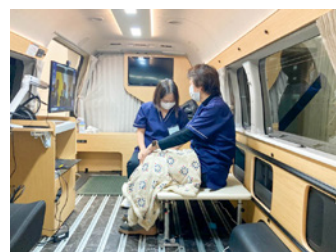
北上市モバイルクリニック実証実験開始

市と北上済生会病院は11月15日から、東北地方で初めて、医療機器などを搭載した車両を活用したオンライン診療の実証実験を開始しました。令和5年2月まで診療所のない地区を対象に、移動診療車が患者の自宅を訪問し、車内で遠隔地にいる医師がオンライン診療を行います。

※医師から診療について説明を受け、オンライン治療に同意が必要です。

■対象：二子、更木、黒岩、口内、稲瀬、和賀、岩崎、藤根地区在住で、慢性疾患の治療で同病院に通院中の人

■診療日：火、木曜日(祝日、年末年始を除く)
■問い合わせ：健康づくり課 ☎72-8315



珈琲ブレイク

No.128

北上市長

高橋敏考



じんぶんち 人文知

第57回全国史跡整備市町村協議会大会が平泉町で開催された。人文知はその記念講演のテーマであり、大変示唆に富んだ内容だった。講師は平泉文化遺産センター名誉館長で元文化庁長官の近藤誠一氏である。導入部分で氏は次のように述べている。

「繁栄をほしいままにしてきた人類は、今、三つの深刻な問題に直面している。それは、異常気象、新型コロナウイルス、ロシアのウクライナ軍事侵攻である。この三つに共通することは、全て人間の行為が原因であること。それなのに人間が自分で解決できない問題であることだ。なぜか？これらが個々に孤立した問題ではなく、他の多くの問題とその根底において複雑に絡み合っているからだ。つまり、これらの問題は、人間が作り出した大問題の氷山の一角に過ぎない。従って、解決するには氷山全体を見る必要があるが、そのためには人類が蓄積してきた英知を総動員する必要がある。これが人文知である」と氏は言う。そして、「史跡にはそれらの断片が埋め込まれており、私たちはそこから先人たちが苦勞の末成し遂げた人文知を学ばなければならない」と強調する。

さらに、「史跡が教えてくれる人文知の一つに理念と現実の齟齬がある」と言う。過去の多くの争いごとに見られるように、正義は絶対的なものではなく、多様性を無視した正義の追求、一方的なジャッジは人類文明を危機に直面させていると言うのだ。

翻って、国内を見ても、私たちこそが正義だと言わんばかりの振る舞い、さらにそれはコロナ禍で勢を増しているようにも見える。「考えてみろ、正義のみを求めれば、人間だれ一人救いにはあずかれまい」。これはシェークスピア著ベニスの商人より、ポーシャの言葉として紹介されたものだが、近視眼的に物事を捉えるのではなく、少し引いて見ることの大切さや、総合的に考えることの大切さを教えてくれている。人文知を得ることの大切さ、文化・外交研究所の代表も務める近藤氏の講演に深く感銘した次第である。